

制度の名称	児童扶養手当、特別児童扶養手当の特別措置 【窓口受付】
制度の内容	児童扶養手当の受給世帯で、災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上(り災証明書で半壊以上が目安)の損害を受けた場合に、申請により所得による支給制限の適用を除外します。
必要書類等	り災証明書、申請書(市役所にあります)
問合せ先	本庁 保健福祉部こども課 ☎ 52-1111 内線 136

制度の名称	介護保険の保険料・窓口負担の減免 【郵送可】											
制度の内容	<p>災害により第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方の居住する住宅に著しい損害を受けたことにより、保険料の納付が困難な場合、申請により減免を受けることができます。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>区 分</td> <td>全 壊</td> <td>大規模半壊・半壊</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> </table> <p>※住宅が半壊以上の方は、窓口での申告により、無料で介護サービスが受けられます(窓口負担の減免)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td rowspan="2">減免期間</td> <td>保険料</td> <td>令和元年10月分から令和2年3月分まで</td> </tr> <tr> <td>窓口負担</td> <td>令和2年1月末まで</td> </tr> </table>	区 分	全 壊	大規模半壊・半壊	減免割合	全額	半額	減免期間	保険料	令和元年10月分から令和2年3月分まで	窓口負担	令和2年1月末まで
区 分	全 壊	大規模半壊・半壊										
減免割合	全額	半額										
減免期間	保険料	令和元年10月分から令和2年3月分まで										
	窓口負担	令和2年1月末まで										
必要書類等	市税等減免申請書											
問合せ先	本庁 保健福祉部長寿福祉課 ☎ 52-1111 内線 172・173											

制度の名称	国民健康保険の保険税・窓口負担の減免 【郵送可】											
制度の内容	<p>居住する住宅が半壊以上の世帯に対し、国民健康保険の保険税について申請により減免を受けることができます。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>区 分</td> <td>全 壊</td> <td>大規模半壊・半壊</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> </table> <p>※住宅が半壊以上の方は、窓口での申告により、無料で診療が受けられます。(窓口負担の減免)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td rowspan="2">減免期間</td> <td>保険税</td> <td>令和元年10月分から令和2年3月分まで</td> </tr> <tr> <td>窓口負担</td> <td>令和2年1月末まで</td> </tr> </table>	区 分	全 壊	大規模半壊・半壊	減免割合	全額	半額	減免期間	保険税	令和元年10月分から令和2年3月分まで	窓口負担	令和2年1月末まで
区 分	全 壊	大規模半壊・半壊										
減免割合	全額	半額										
減免期間	保険税	令和元年10月分から令和2年3月分まで										
	窓口負担	令和2年1月末まで										
必要書類等	市税等減免申請書											
問合せ先	本庁 保健福祉部医療保険課 ☎ 52-1111 内線 164・166											

制度の名称	後期高齢者医療保険の保険料・窓口負担の減免 【郵送可】											
制度の内容	<p>居住する住宅が半壊以上の被保険者に対し、後期高齢者医療保険の保険料・窓口負担について、申請により減免を受けることができます。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>区 分</td> <td>全 壊</td> <td>大規模半壊・半壊</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td rowspan="2">減免期間</td> <td>保険料</td> <td>令和元年10月から令和2年3月まで</td> </tr> <tr> <td>窓口負担</td> <td>令和2年1月末まで</td> </tr> </table> <p>※令和2年度の保険料及び令和2年2月以降の窓口負担についても減免となる場合があります。</p>	区 分	全 壊	大規模半壊・半壊	減免割合	全額	半額	減免期間	保険料	令和元年10月から令和2年3月まで	窓口負担	令和2年1月末まで
区 分	全 壊	大規模半壊・半壊										
減免割合	全額	半額										
減免期間	保険料	令和元年10月から令和2年3月まで										
	窓口負担	令和2年1月末まで										
必要書類等	保険料減免申請書、一部負担金減免・徴収猶予申請書、り災証明書のコピー 災害等による居宅又は家財等の財産の被害に関する申立書											
問合せ先	本庁 保健福祉部医療保険課 ☎ 52-1111 内線 164・166											